

令和 7 年

第 5 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和7年第5回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和7年5月28日 午前10時00分開会
午前10時30分閉会

2. 場 所 市役所3階第4会議室

出席者

1. 内山 砂里 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 昌信
6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

- 事務局長 土方 勇 農政係長 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願について 1件

5. 専決処理の報告

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 2件

6. 協議事項

- (1) 第65回企業的農業経営顕彰事業の実施について
(2) 第45回農業後継者顕彰事業の実施について
(3) 令和7年度新規就農者奨励賞候補者の推薦について
(4) 令和7年度稲作体験学習会事業（田植え）について

7. 報告事業

- (1) 生産緑地地区指定に伴う農地等について
(2) 国有農地の一時使用について
(3) 令和7年度農業功労者表彰候補者の推薦について（内田農業振興会）

8. その他

【北島会長】 5月の農業委員会総会を始めたいと思います。議事録署名委員の指名ですが、4番の小鹿倉薫委員、5番の佐伯昌信委員、お願いします。議題（1）生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、事務局、よろしくお願いします。

【事務局長】 それでは、生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願について説明させていただきます。1ページをお開きください。申し出をされるAさんから、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申し出する下記生産緑地につき、買取り申し出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することについて証明することを申請してまいりました。具体的な場所につきましては、2ページ、3ページの所在地及び案内図で示した部分が当該地となります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

【北島会長】 当該農地は地区担当がない農地なので、私が現地確認をしています。特に問題はありません。

【関委員】 すみません、「故障」というのはどういうことでしょうか。

【事務局】 介護認定の4という形になります。

【関委員】 それに該当するというのでしょうか。

【事務局長】 一般的に、介護保険による介護認定、要介護4というのは、4以上になるとほぼ寝たきりになりますので、それも考えての今回の申請だと思いますので、よろしくお願い致します。

【北島会長】 この件については、承認ということでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 ないようでしたら、次に専決処理の報告です。（1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、2件、事務局、お願いします。

【事務局長】 それでは、4ページをお開きください。まず1件目ですが、第5条第1項第6号の規定による届出について、議案番号は6番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は5ページの案内図をご覧ください。これにつきましては、会長の専決事項として扱っていますので、専決処理とさせていただきます。2件目につきましては、議案番号は7番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況については記載のとおりです。場所は7ページの案内図をご覧ください。こちらも先ほどと同様に会長の専決事項に当たりますので、会長が専決処理したものを皆様に報告という形にさせていただきます。以上です。

【北島会長】 1件目は佐伯昌信委員が現地確認していますので、お願いします。

【佐伯（昌）委員】 現地確認の結果、特に問題はありませんでした。

【北島会長】 2件目については、地目だけ、畑だったのを変更するということでした。何か質問はありますか。ないようでしたら、協議事項に行きます。（1）第65回企業的農業経営顕彰事業の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 8ページをご覧ください。毎年のことではありますけれども、企業的農業経営顕彰事業

についての推薦者の依頼が東京都農業会議から来ています。推薦の期限が8月29日（金）となっています。9ページの（2）に推薦の基準を書いてありまして、本年度からBとCの要件が追加となっています。まずAですけれども、農業収入についてはおおむね500万円以上となっています。Bでは、耕種農家で、10アール当たりの農業収入が70万円以上であるということと、Cでは、候補者本人が認定農業者であるということも示しています。他の欄もご確認頂きまして、この場でもし推薦頂ける方がいらっしゃいましたらご発言頂きまして、皆様でご協議頂ければと思います。参考で、資料の一番後ろに過去の履歴をおつけしています。以上です。

【北島会長】 いかがでしょうか。誰か心当たりの方はいらっしゃいますか。

（協議）

【北島会長】 では、Bさんを推薦という形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【事務局】 地区担当委員から打診頂いた結果を事務局に教えて頂ければと思います。

【北島会長】 来月まででいいですか。

【事務局】 もし断られた場合を考えて、早めに言って頂ければと思います。

【北島会長】 分かりました。次に行きます。（2）第45回農業後継者顕彰事業の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 続きまして、11ページをご覧ください。こちら毎年のことではありますけれども、農業後継者顕彰事業となります。こちらは推薦の期限が7月31日（木）となっています。11ページの下に推薦に当たっての留意点が記載されていまして、対象者の家の年間農業収入がおおむね500万円以上ということが要件になっていますが、次のページをめくって頂いて、候補者本人が認定農業者または家族に認定農業者がいらっしゃってご本人もゆくゆくは認定農業者になれる方である場合は、農業収入についておおむね500万円の半分以上という記載がございます。また、年齢については、③の年齢要件に記載がありますけれども、44歳以下という縛りがあります。昨年度までは39歳以下だったのですけれども、若干そこが緩まった形になります。ご確認頂きまして、ご推薦頂ける方がいらっしゃいましたらご発言頂ければと思います。こちら一番後ろに過去の実績が載っていますが、認定農業者でかつ500万円以上の農業収入というところがなかなか対象者がいないということで、令和4年度から該当なしとなっているところです。よろしくお願い致します。

【北島会長】 皆さんいかがでしょうか。今年も該当なしということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 それでは、（3）令和7年度新規就農者奨励賞候補者の推薦について、事務局、お願いします。

【事務局】 14ページと15ページをご覧ください。こちらは公益財団法人東京都農林水産振興財団から、新規就農者奨励賞候補者の推薦依頼が来ています。本年度の奨励賞の候補者となるには、昨年度の新規就農者がいて、かつ、実績報告書というものを出す必要があるのですけれども、昨年度は対象者がいませんでしたので本年度の候補者はいません。ご報告だけとさせて頂きます。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら次に行きます。（4）令和7年度稲作体験学習会事業（田植え）について、事務局、お願いします。

【事務局】 こちらは別紙でお配りしています「令和7年度第32回稲作体験学習会（田植え）について」ということで、まず日時は令和7年6月20日（金）午前9時から午後3時という予定になっ

ています。予備日は6月27日（金）です。集合場所は城山さとのいえ、実施場所は体験水田となっています。本日お配りした資料は枚数が多いので、当日、ペラ1枚でお配りしますので、こちらは持ってきて頂く必要はありません。①の実施の判断ですけれども、まず前日の判断としまして、会長と事務局と教育委員会で前日の午前11時頃に協議して判断となります。前日の判断は雨の場合ですね。大雨の場合は午前11時更新の天気予報で判断した上で皆様に周知する形になります。次に、当日の判断ですけれども、こちらはまだ仮ですけれども、当日の7時半頃に、会長と教育委員会がこちらに集合して相談した上で判断する形になります。雨予報もしくは暑さ指数31を超える場合の予報ということで、今年度から教育委員会の暑さ指数の判断に基づいて中止の可能性があるというところになります。暑さ指数31というのは、実質的に暑さが35度以上になった場合ということのようでして、こちらの判断を一つの根拠とする形です。環境省のほうで暑さ指数の発表が出ていまして、実際は前日に何となく分かるのですけれども、当日、実際に教育委員会のほうで、府中市に暑さ指数を計測するものがあるらしいのですけれども、その2つの判断で、31を超えていると中止になる、これは各校の判断ではなくて、8校全て共通です。ただ、後ほど説明しますが、午前の部と午後の部がありまして、午前の部は朝の段階で判断しますが、午後の2校については、もしかしたら途中で中止となる可能性はあります。そこはもう当日の判断という形になります。続きまして、②の田植えの準備の動きということで、6月18日（水）のご説明です。まず8時半頃に鈴木委員のお宅に三田委員、関委員、佐伯昌信委員が集合して頂いて、苗を運んで頂きます。その他の委員につきましては9時に圃場に集合という形になります。18日は田んぼの区画割りですとか、草刈りもしますので草刈り機を持参して頂ければと思います。括弧の表示は数です。苗は、例年は圃場で切っていたのですけれども、もしかして延期・中止になった場合は機械植えとなる可能性もありますので、今回は切らずにそのまま、各校配置の端に置いておくという動きになります。続きまして、③の当日、6月20日（金）の動きです。こちらは黒ボタの2つ目、8時半に、農業委員の皆様、教育委員会、農協の役員さん、農協の支部長が現地に到着をする予定です。事務局はその30分前頃に準備をする予定となっています。8時半頃に皆様が集合されましたら、(1)でまず会長にご挨拶をして頂きまして、続きまして、3班に分かれて、各責任者ということで、三田委員、関委員、遠藤委員に進行の説明を行って頂きます。9時頃、ご来賓の市長、議長、教育長、農協代表理事組合長に来て頂き、小学生もこの時間に来ます。オープニングセレモニーの説明をさせて頂きます。オープニングセレモニーが9時頃スタートします。司会進行は事務局長で、補助はこちらの事務局。まず最初の3校、三小、五小、四小と来賓がそろったことを確認して開始します。挨拶は、昨年度の稲刈りのときに、市長、議長、教育長、組合長にご挨拶をして頂いたのですけれども、暑くて体調が悪くなった生徒さんがいらっしやったことがありまして、今年度からは市長のみ挨拶で、あとは来賓の紹介のみにさせて頂こうかと思っています。ここは簡略化して頂きます。4番で、東京みどり農業協同組合よりの提供のご紹介ということで、こちらは前年はやっていなかったのですけれども、農協さんから物を頂いていますので今回は紹介をして頂こうかと思っています。ご挨拶を終わって来賓に退席して頂いた後は、農政班長の遠藤委員から小学生に対して作業の説明をして頂きまして、その補助を農業委員の皆様にして頂きます。その3校以降の学校についてはセレモニーは行いません。圃場にて担当の農業委員から随時説明を行って頂きます。7番、セレモニーを終了して、各班の責任者は圃場へ小学生を誘導するという形になります。実際の田植えは大体9時15分頃を予定しています。こちらの表にまとめていますが、徐々に皆様は田植えの作業を指導して頂く形です。畝間メジャーは農協さんにやって頂く

予定です。教育委員会と事務局の説明は割愛させていただきます。下のタイムスケジュールは先ほど私が説明したとおりの流れとなります。午後についても、後ほど説明しますのでこちらは割愛します。3ページは事務局の次第進行ということで、参考程度に見て頂ければと思います。次の4ページ、参加者名簿ということで、農業委員会の皆様、鈴木委員は欠席の予定となっています。あと2番で農業協力委員の皆様については農協さんと調整して出席の確認を取っているところです。3番の農協理事・監事については、延期しなければ皆様ご出席ということになります。延期の場合は、農協さんの理事会があるということで皆さん欠席をする予定となっています。市役所関係はこちらの表のとおりです。私ども事務局は全員、あと5番で農協の本店と国立支店関係の方は大体12名程度となっています。5ページ、こちらも参考にですが、こちらが3グループの午前9時、午前10時、午後1時15分からということで、3校、3校、2校、児童数、引率者数、あとは撮影NGの学校さんを記載しています。NGの「なし」というのが撮影してもオーケーということです。総数585名の児童で田植えをして頂くという形です。続きまして、6ページをご覧ください。こちらが具体的な流れです。6月20日の時間割です。まず9時15分から1時間程度、三小、五小、四小で、A、B、C各班に分けていまして、農業委員会の皆様はこちらで灰色のところ、三田委員のところの3人、Bも3人、Cも3人ということでグループ分けをさせて頂いています。こちらに準じて、以降の2グループについてもやって頂くという流れです。なぜ午後になったかといいますと、バスの運転手さんが1時間休憩をしなければいけないということになっていまして、その都合で、11時15分のグループ以降、送ってから、かつ午後の部の迎えがあるという時間を加味した1時間休憩ということになるので、昼休憩が11時15分から13時までとちょっと長いです。その分例年よりは十分——いつもかつかつで田植えとか稲刈りをして頂いていますけれども——時間的には余裕は出てくるのかなと思っています。併せて7ページの地図も見ながら説明を聞いて頂きたいのですが、昼休憩の時間が長いので、午後の部のグループが終わった後の補植ですとか片付けを毎回やっているのですが、もし時間が余るようでしたら、農業委員会と農協さんが最後にやる部分がヤクルトさん側にありますけれども、それを休憩時間にやって頂くとか、そこは当日の判断でよろしいのかなと思いますが、予定としては14時30分から補植をやって頂くような予定になっています。6ページに戻りまして、お昼休憩の後、13時15分から1時間で残りの2校、一小さん、二小さんで終わりというような流れです。7ページが実際の矢印に書いてあるような生徒さんの流れですが、赤矢印が北から南、西側に各校が分かれる感じです。北側が終わったら順次やってもらって、手足を洗ってもらってからさとのいえの付近まで戻るような流れ、こちらは前年どおりとなっています。続きまして、8ページ、9ページが、当日、雨になった場合、延期になった場合はバスの手配ができていないので運転手さんの休憩時間を考慮する必要はありませんので、午前中で終わる形になります。違いはそこですね。なので、11時45分で予定を終わって、あとはお昼休憩をして補植をする流れになります。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。何か質問はありますか。

【事務局長】 ちょっと補足。今、説明の中で、セレモニーの関係で、従前はご来賓の方全員からご挨拶を頂いたと聞いていましたが、先ほど言いましたように、児童の中で体調不良を訴える方がいらっしやったということで、会長はご挨拶をさせて頂くのですが、来賓の方は市長にお願いをして、あとの来賓に関しては私のほうからご紹介をさせて頂くということでご了承頂ければと思います。あと、7ページに写真が出ていますが、一番右側の来賓の席に関しまして、私どもでいろいろ考えて、北島会長、市長、教育長、議長という順番で並んで頂く形がスタンダードだろうということで一

部変えさせて頂いていますので、その点についてもご了承頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 何か質問ありますか。

【佐伯（義）委員】 体調の悪い子供とか出たら、どこへ誰が連れていけばいいのですか。

【北島会長】 さとのいえで休ませるしかないですね。

【事務局長】 多分、養護教諭も来ていると思いますが、誰がつくのかというのは確認をします。

【佐伯（義）委員】 何かあったらその担任の先生に言えばいいですね。

【事務局】 暑さとかで倒れたりとかしていたら、さとのいえを休憩場所にするので。

【北島会長】 延期になったときの工程表は時間が圧縮されているのですね。だから、延期になったほうが忙しくなるということですね。ということなので皆さんよろしくお願いします。

【事務局】 もし延期になった日も雨とかで中止になった場合は機械植えという形でよろしいですか。

【北島会長】 私であれば機械は持ってきます。これで稲作体験は大丈夫でしょうか。何かありますか。

【事務局長】 何かあればまた当日にご連絡頂いても構いませんので。

【北島会長】 ないようでしたら、次、報告事項に行きます。（１）生産緑地地区指定に伴う農地等について、事務局、お願いします。

【事務局】 総会の資料に戻って頂きまして、１６ページをご覧ください。市長から農業委員会宛ての照会文記載のとおり、生産緑地地区指定に伴う農地等についてというものが来ています。申請者の氏名、住所、申請面積については次ページの記載のとおりとなっています。ページをめくって頂きまして、１９ページと２０ページが現場の案内図となっています。こちらは現地確認は終了しています。問題ないことを確認していますので、ご報告という形にさせて頂きます。以上です。

【北島会長】 現地確認は、私と三田職務代理、関農地利用班長で行いましたが、問題はありませんでした。次、（２）国有農地の一時使用について、事務局、お願いします。

【事務局】 ２１ページをご覧ください。こちらは報告だけですけれども、国有農地の一時使用について農業振興事務所から来ています。場所が、地図は掲載されていないのですけれども、城山公園の東側の南側、Ｃさんの田んぼの横の柵で囲っている、草がぼうぼうとなっているところ、こちらが国有農地ですけれども、こちらを４月３０日付けで株式会社Ｄから農地の一時使用ということで申請があったということです。国が持っているのですけれども、東京都が委託をされて、東京都が管理をしている形になりますけれども、その国及び都が検討をしたところ、申請地は未貸付地であり、また、管理上も支障を来さず、使用目的も公共の用に供すると判断できるため承諾したということで、場所は記載のところですが、使用期間は今年の８月１日から来年の８月３１日までということで１年以上占用する形になります。使用目的は、近隣の水道工事のための工事資材の仮置場ということになっています。条件としては、近隣住民に十分配慮し、使用後は原状回復するというので、ご承知おき頂ければと思います。

【北島会長】 そういうことなのでよろしくお願いします。何か質問はありますか。ないようでしたら、次に行きます。（３）令和７年度農業功労者表彰候補者の推薦について（内田農業振興会）、事務局、お願いします。

【事務局】 ２２ページをご覧ください。内田農業振興会から依頼が来ています。こちらにあります農業者の表彰規程というものに基づきまして、農業の発展または振興に功労のあった者もしくは農業功労者の育成に功労のあった方が対象となっていますけれども、こちらは１年もしくは２年おきに推

薦をするということが通例となっていて、昨年度は国立市はEさんを推薦をしています。本年度は国立市は該当していませんので対象なしということで、ご報告だけさせて頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございました。それでは、次に行きます。その他、4月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 令和7年度4月分活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」10件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修」1件、D「現地確認」12件、以上、23件です。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、第6回農業委員会定例総会日程について、6月25日（水）10時から市役所3階第4会議室で行います。よろしくお願いします。他に何かありますか。ないようでしたら、5月の総会を終わります。どうもありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

4 番 小 鹿 倉 薫 委員

5 番 佐 伯 昌 信 委員